

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2020

月刊

中小企業レポート

8

No.525

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

雇用関係助成金のご案内



社会保険労務士による

働き方改革相談会

開催時間：午後3:00～午後6:00



けんしんBANKでは、「いろいろ相談会」に合わせて「長野働き方改革推進支援センター」による「出張相談会」を行っています。社会保険労務士が相談に応じますのでご活用ください。



相談無料

すべての事業主の方がご利用いただけます！

お気軽にご相談ください

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが利用できる助成金が分からない など

●開催日・開催店舗 お申込み・お問い合わせはお近くの店舗へ

	北信地区	東信地区	中信地区	南信地区
8月6日(木)	飯山支店 松代支店	戸倉支店 望月支店	穂高支店 庄内支店	岡谷支店 伊那支店
8月20日(木)	山ノ内支店 篠ノ井支店	坂城支店 小諸支店	松本支店	諏訪支店 駒ヶ根支店
9月3日(木)	中野支店 古牧支店 若里支店	上田支店 野沢支店	安曇野支店 城東支店	茅野支店 飯田支店
9月10日(木)	須坂支店 吉田支店 更北支店	神科支店 軽井沢支店	塩尻支店 松本南支店	下諏訪支店 鼎支店
9月17日(木)	須坂南支店 中越支店 高田支店	丸子支店 岩村田支店	木曾支店 松本西支店	諏訪南支店 八幡支店
9月24日(木)	東支店		大町支店	
10月8日(木)	中野西支店 本店営業部 更埴支店	上田原支店 立科支店	村井支店	宮川支店 箕輪支店

全店開催
お気軽にご来店ください！

毎週木曜日は いろいろ相談会

※木曜日が休業日の場合は、相談会もお休みさせていただきます。

毎週木曜日
開催

時間
午後3時～午後7時

- 車の購入・修理、住宅資金、学費など、さまざまな資金のご相談に！
- 年金、相続、資産運用などのご相談に！

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2020

8

No.525

- 2 **特集**
雇用関係助成金のご案内
- 6 **中央会インフォメーション**
- 8 **全中インフォメーション**
- 9 **市町村のイチオシ!**
小川村
- 10 **好機逸すべからず**
長野オートメーション株式会社（上田市）
株式会社みやま（茅野市）
- 14 **街の法律家 行政書士に聞く**
「民法改正詳細」



〈表紙写真〉高山寺・県宝三重塔

無数の星空を背景にした美しい姿の三重塔は、1195（建久6）年の建立。観音堂の本尊聖観音像は秘仏となっており、年に一度8月10日に御開帳されます。また、信濃三十三番札所の結願所となっています。

県内に存在する12の塔の中で最古の三重塔と「星が降る里小川村」の夜空を覆い尽くすほどの美しい星々、そのコントラストをぜひ皆さまの目でご堪能ください。

特集



雇用関係助成金のご案内

令和2年度の雇用関係助成金の概要についてご紹介します。
雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひご活用ください。

【助成の対象】

【主な要件】

【助成金名】

労働者の雇用維持を図る (A 雇用維持関係の助成金)

経営が悪化する中で、休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する

雇用調整助成金

離職する労働者の再就職支援を行う (B 再就職支援関係の助成金)

再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う

事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者

労働移動支援助成金 (I 再就職支援コース)

早期に雇い入れる

事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者

労働移動支援助成金 (II 早期雇入れ支援コース)

中途採用する (C 転職・再就職拡大支援関係の助成金)

中途採用を拡大する

雇用期間の定めのない労働者

中途採用率を拡大させた場合または45歳以上の方を初めて中途採用した場合

中途採用等支援助成金 (I 中途採用拡大コース)

東京圏からの移住者(※)を雇い入れる
※地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る。

中途採用等支援助成金 (II UIJターンコース)

起業する (C 転職・再就職拡大支援関係の助成金)

起業により中高年齢者等を雇い入れる

中途採用等支援助成金 (III 生涯現役起業支援コース)

新たに労働者を雇い入れる (D 雇入れ関係の助成金)

継続して雇用する労働者として雇い入れる

母子家庭の母等

高年齢者

60～64歳

65歳以上

被災離職者等

身体障害者・知的障害者・精神障害者

発達障害者・難治性疾患患者

正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者

自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等

中小事業主が障害者を初めて雇い入れた場合

特定求職者雇用開発助成金 (I 特定就職困難者コース)

特定求職者雇用開発助成金 (I 特定就職困難者コース)

特定求職者雇用開発助成金 (II 生涯現役コース)

特定求職者雇用開発助成金 (III 被災者雇用開発コース)

特定求職者雇用開発助成金 (I 特定就職困難者コース)

特定求職者雇用開発助成金 (V 障害者初回雇用コース)

特定求職者雇用開発助成金 (IV 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

特定求職者雇用開発助成金 (VI 就職氷河期世代安定雇用実現コース)

特定求職者雇用開発助成金 (VII 生活保護受給者等雇用開発コース)

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】
一定期間試行的に雇い入れる	安定就業を希望し、離職または転職を繰り返す者等		トライアル雇用助成金 (Ⅰ 一般トライアルコース)
	障害者		トライアル雇用助成金 (Ⅱ 障害者トライアルコース)
	短時間労働の精神障害者・発達障害者		トライアル雇用助成金 (Ⅲ 障害者短時間トライアルコース)
	若年者または女性を建設技能労働者等として雇い入れる		建設業の中小事業主
雇用情勢が特に厳しい地域等に居住する地域求職者等を雇い入れる		事業所の設置・整備をした場合	地域雇用開発助成金 (Ⅰ 地域雇用開発コース)
沖縄県内に居住する35歳未満の求職者			地域雇用開発助成金 (Ⅱ 沖縄若年者雇用促進コース)

労働者の雇用環境の整備を図る (E 雇用環境整備等関係の助成金)

障害者等関係	職場定着のための措置	柔軟な時間管理や休暇取得を可能にするための措置を講じる		障害者雇用安定助成金 (Ⅰ 障害者職場定着支援コース)
		短時間労働者の所定労働時間を延長する		
		正規雇用・無期雇用等へ転換を行う		
		障害者の支援を実施する職場支援員を配置する		
		職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる		
		中高年障害者の雇用を継続するために必要な職場適応の措置を行う		
		障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を受講させる		
	職場適応援助者の配置	職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する		障害者雇用安定助成金 (Ⅱ 障害者職場適応援助コース)
	作業施設整備	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する		障害者作業施設設置等助成金
	福祉施設整備	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	事業主団体も可	障害者福祉施設設置等助成金
介助措置	障害者の雇用管理のために必要な介助者等を配置または委嘱する		障害者介助等助成金	
通勤措置	障害者の通勤を容易にするための措置を実施する	一部、事業主団体も可	重度障害者等通勤対策助成金	
事業施設整備等	重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する		重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	
雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る		短時間正社員制度のみ保育事業主		人材確保等支援助成金 (Ⅰ 雇用管理制度助成コース)
対象労働者	介護労働者	介護福祉機器の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	介護事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅱ 介護福祉機器助成コース)
	介護労働者または保育労働者	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	介護事業主または保育事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅲ 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)
人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する		都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体		人材確保等支援助成金 (Ⅳ 中小企業団体助成コース)
生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る				人材確保等支援助成金 (Ⅴ 人事評価改善等助成コース)
生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善(賃金アップ等)と生産性向上を図る				人材確保等支援助成金 (Ⅵ 設備改善等支援コース)

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】
働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る			人材確保等支援助成金 (Ⅶ 働き方改革支援コース)
建設労働者	雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職率目標を達成する	建設業の中小事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅷ 雇用管理制度助成コース(建設分野))
	若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	建設業の事業主または事業主団体	人材確保等支援助成金 (Ⅸ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野))
	自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	建設業の元方の中小事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅹ 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))
外国人労働者	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)を通じて、外国人労働者の職場定着を図る	外国人労働者を雇用する事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅺ 外国人労働者就労環境整備助成コース)
季節労働者	通年雇用をする	積雪寒冷地域の林業・建設業・水産食料品製造業等	通年雇用助成金
高年齢者	65歳以上への定年引上げ等を実施する		65歳超雇用推進助成金 (Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース)
	高年齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施する		65歳超雇用推進助成金 (Ⅱ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース)
	無期雇用への転換を実施する		65歳超雇用推進助成金 (Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース)
対象労働者 有期雇用労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)	正規雇用労働者等へ転換または直接雇用を実施する		キャリアアップ助成金 (Ⅰ 正社員化コース)
	賃金規定等の増額改定により賃金の引上げを実施する		キャリアアップ助成金 (Ⅱ 賃金規定等改定コース)
	法定外の健康診断制度を導入する		キャリアアップ助成金 (Ⅲ 健康診断制度コース)
	正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する		キャリアアップ助成金 (Ⅳ 賃金規定等共通化コース)
	正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する		キャリアアップ助成金 (Ⅴ 諸手当制度共通化コース)
	有期雇用労働者等を新たに社会保険に加入させると同時に被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施する	500人以下の企業で短時間労働者の適用拡大を実施した事業主	キャリアアップ助成金 (Ⅵ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース)
	短時間労働者の所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させる		キャリアアップ助成金 (Ⅶ 短時間労働者労働時間延長コース)

受給対象となる事業主 (事業主団体を含む)

- 雇用保険適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・長野労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- ・長野労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の現地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

【助成の対象】

【主な要件】

【助成金名】

仕事と家庭の両立支援等に取り組む (F 両立支援等関係の助成金)

男性の育児休業・育児目的休暇取得	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業等を取得した男性労働者が生じた場合	中小企業事業主	両立支援等助成金 (Ⅰ 出生時両立支援コース) 【子育てパパ支援助成金】
仕事と介護の両立支援	介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた場合、または介護両立支援制度を利用した労働者が生じた場合		両立支援等助成金 (Ⅱ 介護離職防止支援コース)
育休復帰支援プラン・代替要員確保・職場復帰後支援	育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた場合 対象労働者の育児休業期間中の代替要員を確保するとともに対象労働者を原職復帰させた場合 育休復帰後の労働者の支援に取り組んだ場合		両立支援等助成金 (Ⅲ 育児休業等支援コース)
再雇用制度導入	育児・介護等を理由とした退職者について、退職前の勤務を評価する再雇用制度を周知し、再雇用した場合		両立支援等助成金 (Ⅳ 再雇用者評価処遇コース) 【カムバック支援助成金】
女性が活躍しやすい職場環境の整備	女性の活躍推進に関する目標を設定し、取組を行いその目標を達成する	中小企業事業主 (労働者数300人以下)	両立支援等助成金 (Ⅴ 女性活躍加速化コース)
事業所内保育施設の設置等	事業所内保育施設を設置・運営・増築する(現在、新規の申請受付は行っておりません。)		両立支援等助成金 (Ⅵ 事業所内保育施設コース)

労働者の職業能力の向上を図る (G 人材開発関係の助成金)

訓練効果が高い10時間以上の訓練	OJTとOff-JTを組み合わせさせた訓練、若年者への訓練、労働生産性向上に資する訓練等を実施する	事業主 事業主団体等	人材開発支援助成金 (Ⅰ 特定訓練コース)
職務に関連した20時間以上の訓練	職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を実施する		人材開発支援助成金 (Ⅱ 一般訓練コース)
教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度の導入	有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける 有給または無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける	事業主	人材開発支援助成金 (Ⅲ 教育訓練休暇付与コース)
有期契約労働者等に対する訓練	有期契約労働者等の人材育成を図る		人材開発支援助成金 (Ⅳ 特別育成訓練コース)
建設労働者に対する訓練	認定訓練を実施または建設労働者に受講させる	建設業の中小事業主 または中小事業主団体	人材開発支援助成金 (Ⅴ 建設労働者認定訓練コース)
	建設労働者に技能実習を受講させる	建設業の事業主 または事業主団体	人材開発支援助成金 (Ⅵ 建設労働者技能実習コース)
障害者に対する訓練	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する	事業主、事業主団体、 社会福祉法人等	人材開発支援助成金 (Ⅶ 障害者職業能力開発コース)
都道府県労働局長からの委託により、事業所での作業環境へ適応させるための訓練を行う			職場適応訓練費

〈雇用関係助成金に関するお問い合わせ先〉

長野労働局、公共職業安定所(ハローワーク)、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部高齢・障害者業務課



長野県中小企業団体中央会
上小支部長 **桑原 茂実** 様

上田卸商業協同組合 代表理事
上田冷蔵株式会社 代表取締役

1. 上小支部長にご就任されたご感想をお聞かせください。

支部長という大役を仰せつかりまして、身の引き締まる思いです。上小支部の66会員さんの中には、普段、私が業務上あまり触れ合わない業種の組合さんもたくさんあって、これからお互いの組合のことを広く知って、交流を深めていければと楽しみにしています。

2. 中央会、組合活動について日ごろお感じになっていることをお聞かせください。

私が学生、社会人を経て、上田市の会社に戻ってから、今年で40年目となりました。中央会を最初に知ったのは、そのときの上田卸商業協同組合の青年部に入会したところからになります。それから組合の青年部長、県中小企業団体中央会の青年部組織である県中小企業青年中央会上小支部長、そして第14代目の青年中央会の会長を務めて

まいりました。県青中会長として青中全国大会などで沖繩、高知などに行き、また県内のすべての青中支部の総会にもお招きいただきました。そうした折々に、皆さんの組合に対する熱い思いを感じ、自分の組合でも何とか活性化しようという思いになりました。中央会は、人と人とを本当に結び付けてくれます。普段はコンタクトのない異業種の皆さんとも知り合うことができますし、国の施策、県の施策、様々な情報伝達をしてくれる存在だと思っています。

3. ご自身の組合、会社についてお聞かせください。

当組合は、組合員が31社、賛助会員20社、全51社が同じ敷地内にいる組合です。そのため、組合員、会員間とともに、地域との結びつきを深く持とうという気持ちでやっています。今年は残念ながら中止しましたが、毎年7月に「あきんど市」と銘打ち地域住民に対する団地開放セールを12年開催してきましたし、地元の自治会と防災の日に合わせて共同防災訓練を行ってきました。組合の理事長としては、地域住民の人とのコミュニケーションをたくさん取ること、そして組合員向けには組合員の経営に役立つ事業の実施、また、組合運営においては、少しでも経費が削減できることを目指しています。



長野県中小企業団体中央会
佐久支部長 **山浦 友二** 様

佐久生コン事業協同組合 代表理事
竹花工業株式会社 副社長

1. 佐久支部長にご就任されたご感想をお聞かせください。

佐久支部は、阿部眞一副会長が支部長を兼ねられていました。全国商店街振興組合連合会の副会長、県振連会長など大変なお立場であることは承知していましたが、私は副支部長になってから日も浅く、他にご適任の方もおられると思っていた中、その阿部副会長からお話があり、支部長を務めさせていただくこととなりました。佐久支部は、諸先輩方が築かれた結束力が強いといわれる支部であり、それを持続していく責任を感じています。

2. 中央会、組合活動について日ごろお感じになっていることをお聞かせください。

母体となった佐久生コン事業(協)をはじめ、加入している組合で中央会にはいろいろと支援を受けていま

すが、なかでも支部で実施している新春講演会はひとつの楽しみとなっています。県生コンクリート工業組合でも講習会の際には講師の紹介などいただきますが、その道のプロフェッショナルの方々の考え方など、大変参考になっています。

昨年初めて全国大会に参加しましたが、我が国の企業数の9割以上を占める中小企業者が結集したパワーを感じました。

3. ご自身の組合、会社についてお聞かせください。

生コン業界というと、共同販売による価格維持をしているというような見方をされることがありますが、一度納品したら50年、100年単位の品質が必要とされます。プラントも、すぐに構築できるものではありませんので、その時点での最大規模の需要を想定して維持しています。品質維持を含めたコストは、民間の1㎡でもゼネコンさんの1万㎡でも一緒だと思っています。

新型コロナウイルスについては不幸な出来事ではありますが、「新しい生活様式」によるテレワークなど働き方の変化が、県内で最も首都圏に近い当地区にどのような影響があるのか考えていきたいと思っています。



長野県中小企業団体中央会
松本支部長 **宇治 正浩** 様

塩尻機械金属工業協同組合 代表理事

1. 松本支部長にご就任されたご感想をお聞かせください。

支部会員の皆様に、中央会に入っていてよかった、活用しようと思っていただけるような支部活動を行っていきたくと考えています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が経済全体に広がる中で、企業が事業を継続できるよう中央会として後押しすることが重要であると感じています。会員の皆様に支えていただきながら、支部長の大役を果たしていく所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 中央会、組合活動について日ごろお感じになっていることをお聞かせください。

中央会では、様々な講習会やセミナーの開催など幅広い事業を行っています。中央会の事業

活動に参加することにより、企業活動に役立つ引き出しを多く持ち、その引き出しの情報を組合員へ還元していくことが重要であると感じています。また、事務主任者会や青年中央会の活動に参加することで、事務局や若手経営者の貴重な情報交換の機会として活用していただきたいと思います。

3. ご自身の組合についてお聞かせください。

塩尻機械金属工業協同組合は製造業の企業で構成されています。組合の肝は連携です。組合員企業の経営力向上のための研修会や信頼関係を築く親睦事業を実施することで、企業間の理解を促し連携する機会を提供すると共に、企業で働く従業員に対する福利厚生の実施を図っています。

また、組合員企業の若い世代が青年部として活発に活動していることを頼もしく感じており、コロナ禍により一層組合員間の連携＝絆を深め、地域社会との連携も視野に組合の存在感を高めていきたいと思っています。



長野県中小企業団体中央会
大北支部長 **傳刀 俊介** 様

大北生コン事業協同組合 代表理事
株式会社高瀬建材 代表取締役

1. 大北支部長にご就任されたご感想をお聞かせください。

大北支部の支部長を仰せつかり、身の引き締まる思いです。大北支部は、大町市と北安曇郡内にある会員で構成された支部であり、近年は海外からのスキー客等が多く訪れる地域となっています。会員組合の皆様のお役に立てるよう支部長として尽力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 中央会、組合活動について日ごろお感じになっていることをお聞かせください。

中央会は、組合の知恵袋のような存在であると感じています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響は飲食宿泊関係に始まり、じわりじわりと幅広い業種へ波及しています。このような

困難な状況下で組合という組織の力を結集し、より一層組合員のための組合事業を考えていく必要があると感じています。様々な業種・組織の皆様が中央会の会員となっている強みを活かし、それぞれの会員組合に寄り添った支援が重要であると思っています。

3. ご自身の組合についてお聞かせください。

大北生コン事業協同組合は、建設資材に必要な生コンクリートの安定供給を通して社会インフラ構築の根幹の一翼を担う組織です。昨年の台風19号災害など、近年は地震のみならず、河川の氾濫等による水害も多く発生しています。発注者・建設業者と協力体制を築き、インフラ整備や災害復旧等の事業を通して、地域に貢献していきたいと考えています。

また、組合では「こども110番」の取組みを行っており、ミキサー車の車体にステッカーを貼り、運転者が必要に応じて子供を保護し、警察へと通報する仕組みを構築するなど、地域の一員として地域に根差した活動も行っています。

●「第2回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」において意見陳述

森会長は、6月29日、Web会議として開催された「第2回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」(議長は西村康稔全世代型社会保障改革担当大臣)に出席し、就職氷河期世代支援の推進に向けた取組状況等について陳述しました。

西村大臣等からの産業界に対する協力依頼に対して、森会長は、全国中央会の就職氷河期世代支援の推進に向けた取組みを報告するとともに、就職氷河期世代支援をさらに強化する観点から、テレワーク、遠隔教育、オンライン診療の取組みなど「新しい働き方」を踏まえた、中小企業の経営者および就職氷河期世代に対する支援策の拡充などを要望しました。

●令和2年度通常総会を開催

全国中央会は、6月30日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常総会の規模を縮小し、全国中央会7階研修室(東京都中央区)において、令和2年度通常総会を開催しました。

総会では、令和元年度決算関係書類および事業報告書ならびに令和2年度事業計画および収支予算等のすべての議案が承認を受けました。

●加藤厚生労働大臣と意見交換

7月7日、加藤厚生労働大臣が来会し、森会長に対して「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書」が手交されました。

新型コロナウイルス感染症により、前年同月比で休業者が大きく増加していることから、雇用を維持するためにも雇用調整助成金・小学校休業等対応助成金の活用や、2020年度卒業者の就職活動への配慮等計11の項目を要請しているところです。



加藤厚生労働大臣(左)、森会長(右)

要請書手交後、意見交換が行われ、森会長からは、「多くの業種で新型コロナウイルス感染症による影響を訴える声が多数寄せられており、中小企業はこの厳しい状況下で助成金や融資制度を活用して必死に存続を図っている経営者および従業員がこの正念場を乗り越えられるよう、引き続き経済対策や医療対策を迅速に講じてほしい」と要望しました。



Ogawa Village
小川村



小川村は、長野県の北部、長野市と白馬村のほぼ中間に位置し、「信州の自然百景」「信州サンセットポイント百選」として、野口五郎岳から白馬乗鞍岳に連なる雄大な北アルプス連峰を村内各所で眺めることができます。

村の面積の7割が山林で、標高500m～1,000mの地域で人々が暮らしを営んでいます。

小川村とおやき



小川村のおやき

長野県の郷土料理、おやき。小川村は中山間地で、水田が少なかったため、お粉を食材にした食文化があります。縄文時代の遺跡で雑穀の粉を練って焼いた跡が発見されたことから、一説にはおやき発祥の地とされています。

地元のお母さんやおばあちゃんが作ったおやきは、味はもちろんのこと、どんぶり1杯分の野菜が詰まった健康食でもあります。ぜひご賞味ください。

薬師沢石張水路工

小川村、稲丘東地区には、多発する地すべりから生活基盤の土地を守るため、直径30cm～1mの石を、当時の住民の手によって積み上げた【石えん堤群】があります。

明治19年に58基が造られ、その後の災害等により修繕を繰り返し28基が現存し、砂防施設として機能しています。現在は水路わきに散策道が整備され、季節ごとの自然と調和のとれた石張水路工群を見ることができます。

薬師沢石張水路工とは、この一帯にある「薬師沢」「富吉沢」「わり地沢」「滝の下沢」の4つの沢を合わせた呼び方です。平成21年には国の登録有形文化財に指定されました。



薬師沢石張水路工

番所・立屋の桜

かつてその地に善光寺街道と千国街道を結ぶ「峰街道」の口留番所があった「番所の桜」。墓守りの桜として植えられた樹齢350年の「立屋の桜」。

春にはどちらも北アルプスの絶景をバックに、「日本で最も美しい村」小川村で満開の花々を咲かせます。



番所・立屋の桜

小川村は、雄大な北アルプスの景観と素朴な農山村の風景を残す、自然豊かな山あいの村です。春には山桜が咲きほこり、村を訪れる多くの皆さんの心を癒してくれます。「おやき」は、村の代表的な郷土食で季節ごとの食材と、村内4店舗ごとに違った味を楽しむことができます。



小川村長
梁野 隆嗣

好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 165

長野オートメーション株式会社（上田市）

自動生産ライン・自動化装置の開発・設計・製造に特化。
独自レーザースキャン自動検査装置で市場開拓を目指す。

あきらめずに請け負う。それがDNA

生産の自動化・省力化を担う自動化装置は、ものづくりの現場に欠かすことのできないものであり、非常に大きな役割を果たしています。



社内の開発風景

長野オートメーションは1982（昭和57）年、高精度と耐久性の両立が求められる加工機・工作機械の設計・製造でスタート。以来、自動生産ライン・自動化装置の開発・設計・製造の専門メーカーとして、自動車関連、電池関連、液晶・フラットディスプレイ・半導体関連、食品・薬品関連、住宅関連、各種電気・電子関連など、国内外の幅広い分野のものづくりを支えています。

「どんな要望に対してもあきらめずに請け負う姿勢。それが長野オートメーションのDNA」と創業者の山浦誠司会長。タッチパネル、フレキシブル基板、半導体などの製造過程で気泡、キズなく高精度にフィルム・ガラス等を貼り合わせる装置、あるいはマンガン電池からリチウムイオン電池、



積層装置

さらには燃料電池、太陽電池まで各種電池の製造設備一。同社を特長づける装置の数々が、同社を貫くこの経営哲学のもとで生み出されてきました。

レーザースキャン検査装置を独自開発

一方で、同社は、その時代の経済環境や顧客企業の年間を通じた設備投資計画に則った受注生産となることから、年間生産量の65%が年度後半に集中するといった業界特有の悩みも抱えていました。そこで顧客のより短期的な設備投資計画に適合する商品を持つことで、社員の年間を通じた生産能力の平準化を目指し、より高い生産性を生み出そうと考えました。

そこで同社は、既に参入しているレーザー検査機事業に目を付けました。エンジン・ブレーキ等の部品の円筒切削部の内面欠陥検査機を、より高精度に、より微細な欠陥を、より速いスピードで検出する検査機にブラッシュアップすることを決

定しました。昨今の人手不足による、検査工程の自動化ニーズも高まっているこ



デジタルマイクロスコープ

ともに着目し、平成26年度補正ものづくり補助金を活用して、円筒部内面の高速・高精度な自動検査が容易に行えるレーザースキャン検査装置の新機種開発に取り組みました。開発にあたって、デジタルマイクロスコープ等を設置して、レーザー発振部の微細部品の組み立てに使用するとともに、より市場競争力の高い製品づくりを目指し、信州大学、県工業技術総合センター、さらに各分野の開発メーカーを含む産学官共同で行いました。

現在、同装置は「GyroScan（ジャイロスキャン）」の製品名で積極的に市場を開拓。国内自動車メーカー各社及び自動車部品メーカーを中心に高く評価され、着実に納入実績を上げるとともに、タイ、ドイツ、イタリア、スイスなど海外の顧客開拓も

積極的に行っています。



ジャイロスキャン

同社ではさらなる機能向上を目指し、ジャイロスキャンの回転スピンドルの高速化、プローブ直径の微小化、検査対象の拡大、画像処理機能の充実に対応するとともに、量産ライン向け検査装置として改良を進めています。



長野オートメーション株式会社

代表 代表取締役社長 山浦 研弥

設立 1982（昭和57）年10月

資本金 3,500万円

従業員数 169名

本社 上田市下丸子401

TEL.0268-42-6835 FAX.0268-42-6845

事業内容 製造業生産工場の自動生産ライン・自動化装置の設計・製造

<https://www.nagano-automation.co.jp>



「PPS成形技術で日本を代表する企業」を標榜。
大型成形技術を活かし、燃料電池車部品の樹脂化を実現。

PPSのパイオニアとして 成形技術を追求

PPS（ポリフェニレンスルファイド）は、金属同等の強度を持ちながら、熱に強く、軽量、しかも金属より安価というすぐれた性質を持つスーパーエンジニアリングプラスチックの一つ。金属部品の代替材料として利用され、製品のコストダウンや軽量化に役立っています。



PPS成形品

このPPSに1995年、先がけて取り組んだのが、みやまです。トライアンドエラーを繰り返しながら、特有のガスとバリの難問を解決する高精度な金型づくりと成形のノウハウを蓄積。現在、PPS成形技術で日本を代表する企業と評価され、大型部品の金属から樹脂への置き換えニーズに応えています。

同社の創業は1947（昭和22）年。岡谷市にあったカメラメーカーの蛇腹カメラのプラスチック部品を手がけたのをきっかけに、多くの光学機器メーカーからプラスチック部品を受注し成長してきました。

ところが80年代になると、カメラメーカー各社が生産拠点の海外移転を進め、国内ものづくりの空洞化が始まります。同社もこの影響を受け、厳しい経営を余儀なくされたことも。

そのような経験から、長年手がけてきたプラスチック成形の知識と経験、技術を活かし、PPSのパイオニアとして成形技術を追求。さらに不良を未然に防止するため、各担当者が毎日定時に社

内パトロールを細かく実施するなど、品質管理体制の充実にも力を入れています。



部品材料を金属からPPS成形品に代替

FCV部品の樹脂化を実現

同社が今、ターゲットにしているのは自動車産

業です。

自動車メーカー各社はさらなる低燃費、低コストを実現するため、金属部品を高精度な樹脂成形品に置き換えようと取り組んでいます。しかし、重量1kgレベルの大型成形品は国内樹脂メーカーではほとんど対応できず、なかなか進まないのが実情。

そんな中で同社に持ち込まれたのが、FCV（燃料電池車）部品の樹脂化のオーダー。国内では珍しい450tクラスの大型成形が可能な設備を持ち、日々多くの大型部品を手がける実績が評価されました。

PPS大型成形は設備と金型技術が品質を左右します。同社は平成26年度補正ものづくり補助金を活用し、CNC 3次元測定機を導入。金型修正のデータを緻密かつスピーディに取得することで、高性能な金型を低コストで製作することが可能に。これによりFCV部品の樹脂化を実現し、

量産化への体制づくりも整えました。

同社では今後、大きな成長が期待されるFCV市場の開拓とともに、自動車メーカーへの樹脂部品の供給拡大を目指しています。



PPS大型成形品



CNC3次元測定機



株式会社みやま

代表 代表取締役 百瀬 真希
設立 1947（昭和22）年2月
資本金 4,000万円
従業員数 60名
本社 茅野市ちの176-5



TEL.0266-72-3178 FAX.0266-73-5473
事業内容 汎用樹脂やスーパーエンブラ（PPS）等のプラスチック成形、製品設計開発

<http://www.miyama-gr.co.jp>

中小企業における労働災害の防止について

～小規模事業場の災害発生率は大規模事業場の80倍以上!～

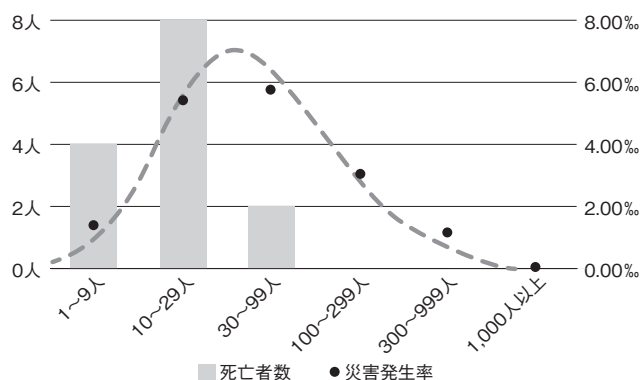
長野労働局労働基準部 健康安全課

緊急事態宣言が6月に全面解除され、社会経済活動が徐々に回復しつつあります。そのような中で、円滑な活動回復のためにも、労働災害防止対策・労働者の健康確保対策の重要性が増しているところです。そこで今回は、特に中小事業場の労働災害発生状況と対策についてお話しさせていただきます。

1 事業場規模別労働災害発生状況

昨年の長野県における労働災害による休業4日以上死傷者数は2,107人でしたが、その事業場規模別内訳を見ると、図1及び表1のようになっています。死亡災害はその全てが、死傷災害は全数の80%近くが100人未満の規模の事業場で発生しており、発生率を見ても、1,000人以上規模では0.07%となっているところが30～99人規模では5.77% (80倍以上) となっているなど、大きく差がついています。

【図1】事業場規模別労働災害発生状況



【表1】事業場規模別労働災害発生状況

	9人以下	10～29人	30～99人
就業者数 ^{*1}	294,200人	106,400人	115,000人
死傷者数	415人	581人	664人
占有率(単独)	19.74%	27.64%	31.59%
占有率(累計)	19.74%	47.38%	78.97%
災害発生率 ^{*2}	1.41%	5.46%	5.77%
死亡者数	4人	8人	2人
	100～299人	300～999人	1,000人以上
就業者数 ^{*1}	105,300人	94,400人	133,900人
死傷者数	323人	109人	10人
占有率(単独)	15.37%	5.19%	0.48%
占有率(累計)	94.34%	99.52%	100.00%
災害発生率 ^{*2}	3.07%	1.15%	0.07%
死亡者数	0人	0人	0人

※1 平成29年就業構造基本統計調査(総務省)

※2 死傷者数÷就業者数×1,000[%]

2 中小企業における労働災害防止対策

(1) 小規模事業場における労働災害の傾向

特に100人未満の事業場で被災率が高いという傾向のほか、図1のグラフから読み取れることは、

- ① 死亡災害は10～29人規模事業場で多い
- ② 10人未満の事業場では被災率が低い

死亡災害等の重篤な災害は、一般に法令や設備・装置の使用方法等を遵守徹底できていないものが多く、特に30人未満の事業場ではその傾向がある可能性があります。また、10人未満の事業場で被災者が少なくなるのは、それ以上の規模に比して管理者の目が届きやすいことによるものと思われます。

(2) 中小企業における労働災害防止対策

上記の傾向を踏まえると、中小企業において最も重要な労働災害防止対策は、

- ① 入職時、配置転換時の安全衛生教育で、法令や設備・装置の使用方法等の遵守徹底を図ること
- ② 危険性を含む作業については、作業主任者等の担当者・管理者を選任し、必要な管理を行うこと

の2点となります。どちらも、まずは法令上必須のものについての徹底をお願いします。

なお、教育については、長野労働局HP(「各種法令・制度・手続き」の「安全衛生」)に各種教材を掲載していますので、適宜ご活用ください。

(問合先) 長野労働局 労働基準部 健康安全課
電話番号：026-223-0554

事業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



助成金の対象

- ①～③の全ての条件を満たす事業者が対象です。
- ✓ **令和2年5月7日から同年9月30日までの間に**
 - ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、
 - ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業者であって、
- ✓ **令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に** (※)
 - ③ 当該休暇を合計して**5日以上取得**させた事業者
(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** *1事業所当たり20人まで
以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)

申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

- *雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- *事業所単位ごとの申請です。

事業者の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

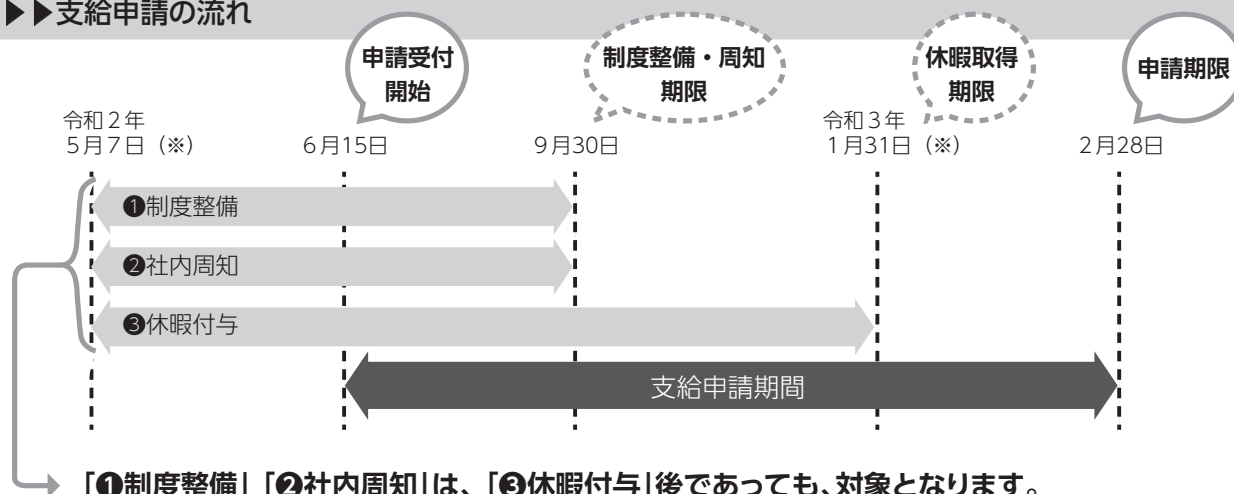


支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



支給申請の流れ



【①制度整備】【②社内周知】は、【③休暇付与】後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間



厚生労働省 長野労働局雇用環境・均等室

長野市中御所1-22-1 ☎026-223-0551

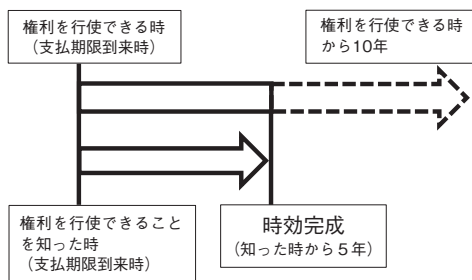
民法改正 詳細

本稿では前回紹介された民法の債権法分野の改正について、もう少し説明をしていきたいと思います。

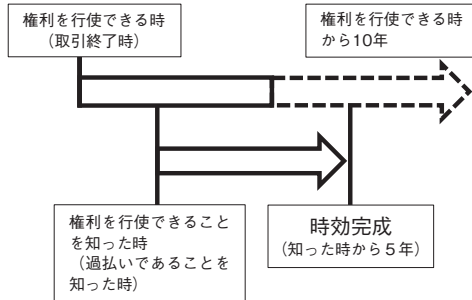
消滅時効

消滅時効は、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅する制度です。これまでも原則は権利を行使することができる時から10年という時効期間でありましたが、職業別に短期消滅時効という定めもありました。よく言われた「飲み屋のツケは1年で時効」はこれによるものです。また商取引についての時効も5年と定められていました。これらはシンプルに統一化され、今後は、権利を行使することができることを知った時から5年、行使することができる時から10年のいずれか早い時点で時効が完成することとされました。売買代金の債権と言えば、支払期限到来時が「権利を行使することを知った時」「権利を行使することができる時」の両方の起算点となります(事例A)。また、起算点が違ってくる例は、消費者金融の過払金返還請求の場合等で、全額返済をして取引を終了した時が「権利を行使することができる時」である一方、過払いであることを知った時が「権利を行使することを知った時」となります(事例B)。

【事例A】



【事例B】



法定利率

現在多くの金銭消費貸借などの利息は契約によって利息制限法を超えない範囲で定められることがほとんどとなっていますが、約定利息のない場合や遅延損害金の算定において法定利率が今なお活用されています。しかしながら、昨今の超低金利時代の中では、法定利率が市中金利を大きく上回る状態が続いていました。そのため今回の改正に伴い、法定利率を5%から3%へ引き下げるとともに、市中金利の変動に合わせて緩やかに上下させる変動制を導入することとなりました。具体的には3年ごとに日本銀行が公表している貸出約定平均金利の過去5年間の平均値を指標として、これが前回の変動時と比較して1%以上の変動があった場合に1%刻みで法定利率が変動することとなります。また、民事、商事によつての区分も廃止されることとなりました。

保証

保証制度は、中小企業向けの融資において、主債務者の信用の補完や経営の規律付けという観点から重要な役割を果たしている一方、個人的な付き合いなどから保証人となった人

が、主債務者の経営破綻などによって多額の保証債務の履行を求められ生活の破綻に追い込まれるといった事例が後を絶たず、すでに平成16年の民法改正で貸金等債務の根保証をした個人保証人の保護については、貸金等債務の極度額の定めのない根保証契約が無効とされる等一定の対応がとられていました。この度の改正ではこの範囲が拡大され、貸金等債務以外の借入者の債務などにも同様に適用されることとなりました。また、前稿で触れられたように事業用融資の第三者保証についても保証人となる者への保証意思確認が厳格化され、保証リスクについても理解したうえで手続きが実施されるようになりました。

定型約款

民法の原則によれば、契約の当事者が契約の内容を知らなければその契約に拘束されることはないわけですが、現代社会においては鉄道に乗る場合の運送約款、保険契約時の保険約款等多様な取引で定型約款が活用されている半面、その内容を把握している人はほとんどいないのではないのでしょうか。これまで規定のなかった定型約款についてのルールが定められました。提携約款については①ある特定のものが不特定多数の者を相手方とする取引で、②内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義した上で、この定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体と定義づけられました。また、その定型約款が契約内容となる要件(組入要件)を明確化しました。一つ目は定型約款を契約の内容とする旨の同意があること、二つ目は定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していることです。相手方の利益を一方的に害する契約条項であって信義則に反する内容の条項については契約内容とならないことも明確化されました。また、内容を変更する場合においては変更が相手方の一般利益に適合する場合、変更が契約目的に反せず、かつ変更の必要性、内容の相当性、変更することがある旨の定めがあり、その内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的な場合は定型約款準備者によって一方的に変更することが可能であることも明確化されています。

契約解除

前稿でも触れたように債務不履行の解除は、債務者の責めに帰ることができない事由によるものであっても、解除が可能とされました。逆に不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合には、解除を認めるのは不公平であるため、解除はできないとされています。また、相手方に契約の履行を求めても履行がない場合にはじめて契約が解除できる催告解除の要件に関して、判例を踏まえ、契約及び取引通年に照らして不履行が軽微であるときは解除することができない旨が定められました。また、履行の催告なく契約の解除ができる無催告解除の要件に関して履行拒絶の意思の明示、一部の履行はできる場合でも契約をした目的を達するのに足りる履行の見込みがないこと等の事情があれば解除が可能であることが明文化されました。

この度の民法改正は、明治期に行われた制定以来の社会経済の変化への対応を行うための実質的なルール変更の他、裁判や取引実務で認められているルールを明文化することで民法をよりわかりやすくするとの意図からも多くの改正がなされました。法務省のホームページにも改正概要が掲載されていますので、必要な事項についてご確認いただくとともに、契約書等の作成に当たっては書類作成の専門家の行政書士にご相談いただければ幸いです。

経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BEST PARTNER
 大樹生命



従業員のための
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱 (口座振替月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

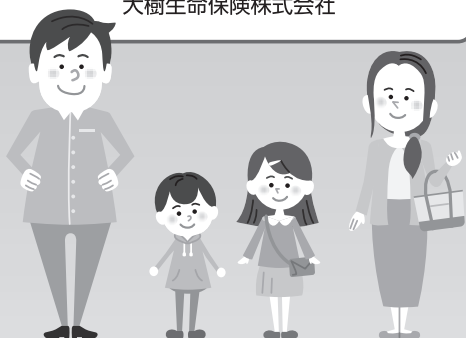
役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクを
 カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
 いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
 込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
 お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
 たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
 情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会
 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 上田営業部 TEL:0268-24-2755
 松本営業部 TEL:0263-35-8519 あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 佐久営業部 TEL:0267-62-0358
 飯田営業部 TEL:0265-24-4980 東御営業部 TEL:0268-64-5413

大樹-KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4)
 B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31



はやく。 つよく。 ともに。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211

新型コロナウイルス感染症に関する
商工中金の対応について

商工中金は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を開設し、
影響を受けた中小企業の皆さまの資金繰り相談等に対応しております。
(お問い合わせ先)0120-542-711(平日および土日祝日 午前9時~午後5時)



人を思う。未来を思う。

商工中金

新型コロナウイルス感染症に関するご案内

1. 新型コロナウイルス感染症対応資金

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも3年間の実質無利子・無担保・据置最大5年融資を拡大します。利子はキャッシュバック方式で年2回の還付予定です。あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料を半額又はゼロにします。

※令和2年7月3日より申込上限額が4,000万円に引き上げられています。



長野県新型コロナウイルス感染症対応資金

2. 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を支給します。



家賃支援給付金

3. 長野県からのお知らせ

「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針」について、7月16日の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、一部改定されました。

直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、必要性を改めて検討していただき、慎重な判断をお願いします。

また、高齢者や妊婦、基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方は、こうした地域への往来をできるだけ控えていただき、重症化リスクの高い方に接する機会のある方も、往来の必要性については慎重な検討をお願いします。



長野県新型コロナウイルス感染症対策総合サイト

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を買く活用

中退共 小企業
退職金 積立制度

「中退共」で
検索！

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>
（財）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート
MONTHLY REPORT

2020

8

No.525

第525号 令和2年8月10日発行
発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

概要

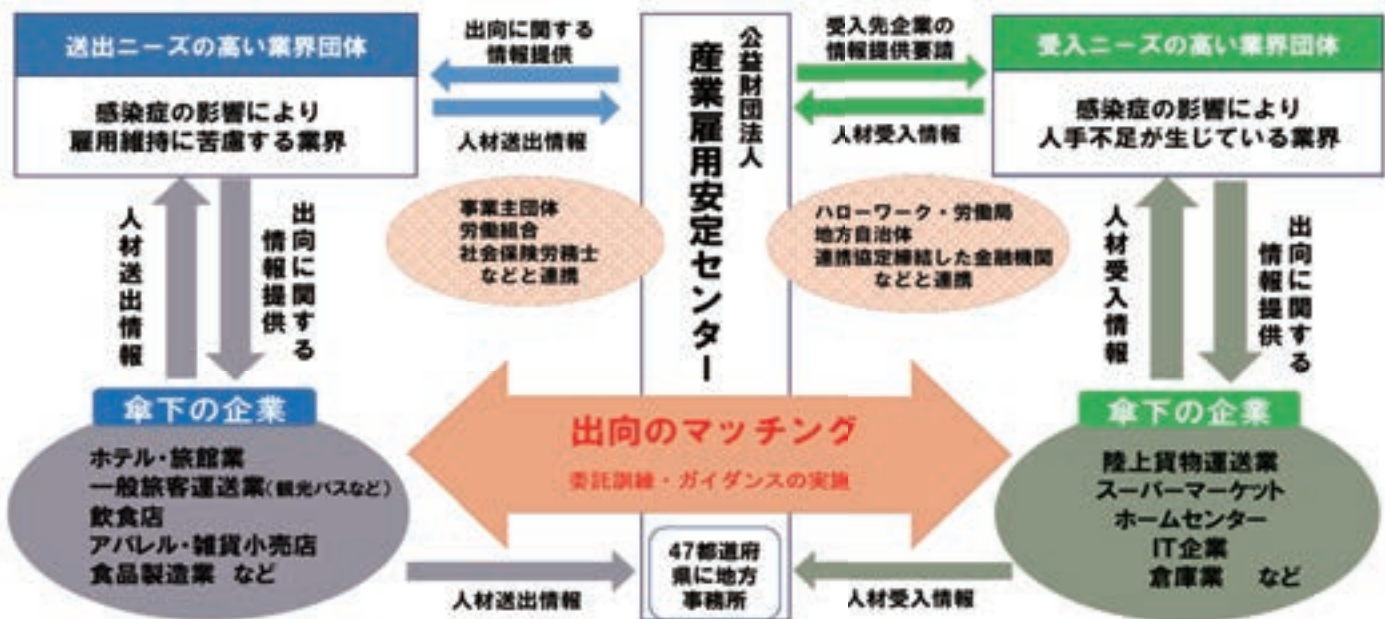
公益財団法人 産業雇用安定センター

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料でを行います。(以下「雇用を守る出向支援プログラム2020」をご参照ください)

雇用を守る出向支援プログラム2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料でを行います。



お問い合わせ先

(センターHP)

全国47都道府県の県庁所在地に当センターの事務所があり、無料で企業からのご相談を承ります。



産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、21万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

公益財団法人 産業雇用安定センター

〒380-0921 長野県長野市栗田源田窪1000-1
長栄長野東口ビル3階

長野事務所(長野駅東口から徒歩5分です)

☎ 026-229-0555

☎ 026-229-0333